

厚生労働省発生食1019第3号

令和4年10月19日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること。

酸化亜鉛

